

行政苦情救済推進会議議事概要

- 1 日 時：平成17年12月6日（火）14:00～16:00
- 2 場 所：1002会議室（中央合同庁舎第2号館10階）
- 3 出席者

（メンバー）

座 長	塩 野	宏
	大 森	彌
	大 森	政 輔
	加賀美	幸 子
	加 藤	陸 美
	堀 田	力

（敬称略）

（総務省）

行政評価局長	福 井	良 次
大臣官房審議官	蝶 野	光
行政相談課長	三 宅	俊 光
行政相談業務室長	富 永	敏 長

4 会議次第

- （1）既付議事案を踏まえて実施した行政評価・監視の現況等
 - 検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査
- （2）既付議事案のあっせん案の審議
 - ① 女性を対象とする診療科名の広告規制の見直し
 - ② 教育訓練給付金の支給申請手続の見直し

5 議事

(塩野座長)

第68回行政苦情救済推進会議を開催します。

本日の議題は、既付議事案を踏まえて実施した行政評価・監視のとりまとめ状況の説明及びとりまとめ結果に基づく審議、それから、既付議事案2件についてのあっせん案の審議となっております。まず、事務局から説明願います。

(1) 既付議事案を踏まえて実施した行政評価・監視（検査・調査等業務従事者の身分確認に関する調査）のとりまとめ状況の説明及びとりまとめ結果に基づく審議

(調査の概要)

- 国等が行う検査・調査等業務において、業務が円滑に実施されつつ、かつ、その客体である個人又は法人が安心して検査・調査等に応じられる環境の整備を可能な限り推進していくことが求められており、検査・調査等業務従事者の身分を示す証票の記載事項等についてその実態を調査し、所要の改善に資する。

《室長から「顔写真の表記の必要性」について説明》

(塩野座長)

大変丁寧に調査していただきまして、ありがとうございました。行政評価・監視というルートで、行政評価局で責任を持ってやっていただいたわけですが、最終的な結論を出す前に、経過的に、行政苦情救済推進会議においてそれぞれの委員のご意見を賜りたいという趣旨でございます。

(堀田委員)

まず、前提として、調査した表記事項の中に作成名義人という欄がないですね。これは、偽造されたときに、公文書であるか否か、その担保があるか否かという非常に重大な点に関わることです。この点は大丈夫でしょうか。

(室長)

私どもが整理したものの中には、作成名義人がないものはなかったということでございます。それで、名義人については、表記されていることを前提で、それ以外の表記事項の実態を整理しています。

(大森彌委員)

写真は本人が提供するのですか。

(室長)

立入検査の場合、職員が用意するのが通常でございます。統計調査の場合は、統計調査員から写真を提供してもらうか、人数が少ない場合は、都道府県等で写真を撮るとい

うケースもございます。

(大森彌委員)

入学試験のとき、本人と写真が相当違う場合があり、確認をするにも難しい側面があります。つまり、発行元が直近の写真をきちんと撮るようなシステムでないと危ないのではないかと思ったからです。本人が確実に確認されるという必要性が出てくると、写真が誰によってどのように提供されるかということは、小さいことかもしれませんが、大事なことではないかと思うのです。

(室長)

全部を都道府県等で撮るということになると、量が多い場合にネックになるのではないかと思います。発行枚数等を踏まえて調査員の方と、都道府県、あるいは国の間で話し合って決めていただくことになると思います。

(大森彌委員)

今、顔写真入りの身分証明証を作る機械は、相当開発されてきているのではないのでしょうか。

(室長)

都道府県によって財政状況が異なりますので、そういったシステムを出先等も含めて導入できるのかということにつきましては、特に統計調査のように量が多い場合にネックになるというお話もございました。統計局の方でそういったシステムの開発を予定しているとのことでありますので、そうなれば、その点はクリアされるのではないかと考えております。

(塩野座長)

これを実施するに当たってのコストは、どうでしょうか。

(室長)

今回、身分証を作成している都道府県に対して、どのくらいの経費を要しているかということも合わせて調査しました。これは顔写真付きではありませんが、いずれの都道府県も「身分証を作成する費用はそれほどの額ではない」、「金額を出す程のお金もかからない」といった状況でした。

(塩野座長)

わかりました。それでは、この件については、顔写真については表記事項とするのが基本ということによろしいでしょうか。

《室長から「生年月日の表記の必要性」について説明》

(加賀美委員)

顔写真であれ、生年月日であれ、何のために必要かということをごきちんと捉え、記載すべきだと思います。生年月日を記載したくないという理由が分からないのですけれども、生年月日というのは、その人がどういう時代の人であるかなどを提示された人がきちんとして読み取ることができるものですから、大事ではないかと思ひます。

(大森政輔委員)

立入調査を行う者や、統計調査員に法律上の年齢要件があるのか、これについてはどうですか。例へば、特別職の公務員の場合には、年齢要件があるものもあります。小学生に国勢調査員を委嘱するわけにはいきませんが、それが法律上の制度になっているかどうか、普通の場合、書いてないと思ひますが、書いてあるものもあるかもしれせん。その結果如何によつて、生年月日が表記要件になるものがあるかも知れない、ということを確認すべきですね。

(大森彌委員)

今の議論に関連して、それ以外の法律要件、例へば国籍等もあるかどうか調べておいてくれますか。法律要件があれば、それも全部表記する必要があるということになると思ひます。

(大森政輔委員)

生年月日要件をどう考えるかについては、顔写真を全部載せるのならば、それでほぼ機能を果たせる感じがします。

(加賀美委員)

生年月日を記載するのが恥づかしいというのは情緒的なものですから、そういうものときちんとしてお知らせするということは別だと思ひます。

(大森政輔委員)

私もそう思ひます。

(塩野座長)

いろいろな人がいると思ひますが、例へば、学会名簿については、だんだんと記載要件が簡略化されていって、最初になつたのは年齢でした。法律学会ですから、そういう人たちも年齢は自分のものという理解ですね。

もうひとつは、職員の場合には職務上必要であれば決めるということですがけれども、民間の人に頼む場合に、要件を人に見せるということを前提にお願いすることになるわけですから、どのようにバランスを保つかという問題があります。例へば、国籍要件等は別の意味で微妙な問題がありますので、できるだけ同一性保持に必要なものに限定して考えたほうが良いのではないかと、必要なものについても職員の場合と民間人にお願いする場合のバランスがあるのではないかと気がしています。

(大森彌委員)

私は、少なくとも統計調査員については生年月日の表記はいらないと思いますね。顔写真と本人の名前があって、この人が証明されている人であれば良いわけで、この人が何歳であるかということは、関係ないことです。

(堀田委員)

立入検査は、強制力の行使ですから、生年月日を書かれてもやむを得ないと思いますが、統計調査は、申告義務があるとはいえ、その調査員の調査は拒むけれど別途回答しますといっても構わないわけで、調査の意味が立入検査とは違います。その前提に立って考えると、統計調査の場合、権限がどうかとか、非常勤公務員として適正年齢だとかは関係なく、持っている人がその人かどうかさえ確認できる程度のものでいいのではないだろうか。そうなれば、顔写真があればいいのではないかと思います。

(塩野座長)

生年月日の記載について、立入検査と統計調査で区別する必要があるかという問題は残るのですが、生年月日があったほうがもっと安心できるという程度であれば、職員である以上はやむを得ないのかなということですが、民間人の場合はどうでしょうか。

(大森政輔委員)

絶対に必要とは考えません。同一性確認のために、顔写真が必要ということになれば、生年月日がなくても支障はないだろうと思います。

(大森政輔委員)

ひとつよろしいでしょうか。顔写真を必要的表記事項にした場合、誰の負担で用意するかについて、先ほどの説明について意見があります。身分証の交付を受けて所持することは本人の利益にもなるから、本人に負担させるということも理解できますが、例えば、国勢調査については、言わば国民の義務として国民に負担をかける形で実施されるものであるわけですから、そのような調査の身分証に顔写真が必要とするならば、これは公の方で負担すべきです。それを、都道府県の財政如何によって本人に負担させるということを選択肢として付けるというのはいけないと思います。

(塩野座長)

ありがとうございました。

大体の雰囲気としては、個人情報という意味では、統計調査の場合、生年月日については書かなくてもよいのではないかとのご意見ではないかと思います。

時間もまいりましたのでよろしいでしょうか。

《室長から「民生委員の身分証作成の要否」について説明》

(大森政輔委員)

民生委員の職務の対象者がどの範囲の者か、かなり地域性があると思います。民生委

員が誰であるかということは、普通はみんな知っているのですが、身分証が発行されていないということには、民生委員のそういう性質が反映されているのではないだろうかと思えます。あって悪いというものではないのですが、どこまで誘導すべきなのかという点については、他のものとは違うのかなという感じがしています。

(堀田委員)

この頃、特に都市部では、民生委員を全然知らない人も多し、民生委員の年齢を若返らせたいということで40代の女性の民生委員も増えてきています。そして、地域の状況調査等その業務内容が随分広がってきています。これは、本人の便宜ではなくて、民生委員にそのような業務をやってもらう行政が、頼んでいる業務をいかに円滑に遂行してもらうかという利益の問題です。都道府県なりに、国が勧告する場合、こういうものを作れば民生委員がもっとスムーズに業務を実施できますよ、その利益は国も受けるのです、という関係になるのでしょうか。行政で言えば、市町村が一番の受益者だと思うのです。

(加賀美委員)

民生委員の方から、身分証の発行を希望するというご意見が出ているわけですか。

(室長)

はい。

(塩野座長)

意見を言うとなると、具体的に支障のあるケースを挙げられればもっと分かりやすいと思いますけれども。それと、民生委員の仕事が変わってきたのかもしれませんが。それから、委嘱している以上は、国が身分証を発行すべきではないかと思えます。

(堀田委員)

高齢者の実態調査等の際、都市部のマンション等の管理が厳しくなっていて、民生委員であると名乗るだけでは管理人は信用してくれないなど、いろいろな事例があるはずです。

(室長)

補足調査を行って、具体例を把握したいと思います。

(加藤委員)

昔、民生委員の仕事を社会課長としてやらせていただいたことがありまして、民生委員というのは名士なのです。民生委員であることを身分証で示すということは、考えてもみなかったことです。さりとて現代は、先程からもありますように、特に児童委員の関係等で業務が大変難しくなっています。おそらく厚生労働省も対応に悩んでいるところだと思います。これは、身分証うんぬんの話ではないように思います。私はなくてもいいのではないかと思います。もう少し慎重に考えていただきたいと思えます。

(加賀美委員)

この会議の後、民生委員の方とお会いするのですが、やはり今、民生委員の仕事が多くなっているし、大変複雑になっているので、彼らあるいは彼女らは身分証を発行してほしいと言うと思います。

(塩野座長)

前の二つの話は議論で決められることなのですが、この話は事実が大変重要な問題になりますので、よろしくお願ひします。どうするかは、事実関係を補足調査する事務局にお任せします。

(2) 既付議事案のあっせん案の審議

- ・ 女性を対象とする診療科名の広告規制の見直し

《室長から、事案及びあっせん案の概要を説明》

(事案の概要)

- 「婦人科」や「産婦人科」という診療科名には、妊娠や性病といったイメージがあり、親も子も心理的に抵抗感がある。病院の看板を、例えば、「女性診療科」といったような名称にしてほしい。

(あっせん案の概要)

- 厚生労働省は、患者の利便性及び患者による適切な医療機関の選択を確保する観点から、広告できる女性を対象とする診療科名に関し、現行の3診療科名に加え、新たな診療科名（例えば「女性診療科」）を設けることや、女性が利用し易い診療科名に変更することについて、関係学会の意見を踏まえつつ検討すべきである。また、医療機関の名称についても、一定のルールの下、例えば女性クリニックという名称等については、医療機関が自らの裁量で選ぶことができるような方策を講じる必要がある。

(塩野座長)

この件については、これまで堀田委員あるいは加賀美委員からご発言をいろいろといただいておりますが、いかがでしょうか。

(堀田委員)

社会保障審議会でも、広報をしやすく、わかりやすくしましょうという柔軟な答申になると思います。

(塩野座長)

あっせんの結果はどういうふうになりそうですか。

(室長)

少なくとも医道審議会にはかけていただくようなことになろうかと思ひます。あっせ

んのおりになるかどうかについては、専門家の判断も入りますので、結果まではわかりません。

(塩野座長)

当初、付議されたときよりは緩和の方向で、我々の考え方に近い方向で進んでいると思いますがよろしゅうございますか。

(一同)

結構です。

- | |
|----------------------|
| ・ 教育訓練給付金の支給申請手続の見直し |
|----------------------|

《室長から、事案及びあっせん案の概要を説明》

(事案の概要)

- 居住地を管轄する公共職業安定所以外で、教育訓練給付金の支給申請手続ができないのは納得できないので改善してほしい。

(あっせん案の概要)

- 厚生労働省は、教育訓練給付金の支給申請における申請者の利便を図る観点から、申請者の居住地を管轄する安定所で申請書の受付・審査を行う現在の方法を原則としつつも、申請者の勤務地を管轄する安定所において申請書の受付・審査が行えることとするなど、支給申請手続を見直す必要がある。

(塩野座長)

これでよろしゅうございますか。

(一同)

結構です。

(塩野座長)

それでは、この2件についてあっせんの方向でお願いします。

以上